

○秦野市保育士等就労促進給付金支給要綱

(平成 30 年 4 月 1 日施行)

改正 平成 31 年 4 月 1 日 令和 2 年 4 月 1 日

令和 3 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、待機児童の解消を目的として、保育士資格を有する者(以下「保育士等」という。)の就労を促進し、保育の実施に必要な保育士等を確保するとともに、本市内への定住促進を図るため、本市内の民間の保育所等に就労する者及びその就労を機に本市に転入する者に対して予算の範囲内において給付金を支給することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に規定する認定こども園又は児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業(秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例(平成 26 年秦野市条例第 20 号)第 34 条に規定する小規模保育事業 C 型を除く。)を運営する事業所をいう。
- (2) 常勤職員 1 日当たり 6 時間以上かつ 1 か月当たり 20 日以上勤務する職員をいう。
- (3) 通勤者 本市外から本市内の保育所等に通勤する者をいう。
- (4) 転入者 本市内の保育所等に勤務するため本市外から転入し、本市に住居登録を行った者をいう。
- (5) 住居費 新たに就労した日の 3 か月前から 3 か月後までの間(次号において「対象期間」という。)に本市内の物件を購入し、又は賃借する際に要した費用のうち、物件の購入費、賃料、礼金(保証金等これに類する費用を含む。)、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、賃料については勤務先から住宅手当が支給されているときは、その額を除く。
- (6) 引越費用 対象期間に本市に転入した者が要した引越し業者又は運送業者への支払いその他引越しに係る実費をいう。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給の対象とする者は、次の各号のいずれにも該当する保育士等とする。

- (1) 新たに本市内の民間の保育所等に常勤職員として就職し、3年以上継続して勤務することが見込まれる者(人事異動により本市内の保育所等に異動した場合を除く。)
- (2) 常勤職員として新たに就労した日前に本市内の保育所等及び児童福祉法第59条の2第1項による届出を必要とする施設その他同法に規定する事業を実施する施設において勤務していた場合は、直近の退職した日から2年を経過している者
- (3) 市税等を完納している者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者
- (5) この要綱に基づく給付金の支給を受けていない者
(給付金の額)

第4条 給付金の額は、1名当たり20万円(通勤者は、10万円)とする。

2 転入者の給付金の額は、本市に転入する際に要した住居費及び引越費用を合わせた額について、20万円を上限として実費を加算する。

3 前項の規定により加算する額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(支給の申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、新たに就労した日の属する年度の末日までに保育士等就労促進給付金支給申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 保育士証の写し
- (2) 就労証明書(第2号様式)
- (3) 誓約書(第3号様式)
- (4) 市税等の納税証明書(本市内に住民登録をしている者に限る。)
- (5) 住民票の写し(本市内に住民登録をしている者に限る。)

2 前条第2項の規定による給付金の額の加算を申請しようとする者は、前項に掲げるもののほか、次に掲げる必要書類を提出するものとする。

- (1) 売買契約書等物件を購入したことが分かる書類の写し(住居費における購入の場合)

(2) 賃貸借契約書等物件を賃借していることが分かる書類の写し(住居費における賃貸借の場合)

(3) 住宅手当支給証明書(第4号様式)(住居費における賃貸借の場合)

(4) 引越しに係る領収書の写し(引越費用の場合)

3 第1項の規定にかかわらず、本市が保有する公簿により確認することができるものについては、申請者の同意に基づいてその公簿により確認し、書類の添付を省略させることができる。

(支給の決定)

第6条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、支給の可否を決定し、保育士等就労促進給付金支給(不支給)決定通知書(第5号様式)により、申請者に通知するものとする。

(給付金の請求及び支給)

第7条 給付金の支給の決定を受けた者(以下「支給決定者」という。)は、保育士等就労促進給付金請求書(第6号様式)を提出するものとする。

2 前項の規定により請求があったときは、その内容を審査し、速やかに給付金を交付するものとする。

(変更事項の届出)

第8条 支給決定者は、保育所等に就労した日の翌日から起算して3年が経過する日までに次の各号のいずれかに該当することとなったときは、保育士等就労促進給付金変更届(第7号様式)を提出するものとする。

(1) 保育所等を退職したとき。

(2) 他の保育所等に異動し、又は転職したとき。

(3) 本市外に転出したとき。

(給付金の返還)

第9条 支給決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれの各号に定める給付金を返還するものとする。

(1) 保育所等に就労した日から起算して3年が経過する日までに退職したとき 全額

(2) 第4条第2項の規定による給付金の額の加算を受けた者が、保育所等に就労した日から起算して3年が経過する日までに本市外に転出したとき
同項の規定により加算された額

(3) 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたとき 全額

(給付金の返還の免除)

第10条 支給決定者は、次の各号のいずれかに該当し、給付金の返還の免除を受けようとするときは、返還免除申請書(第8号様式)により申請するものとする。

(1) 退職後、期間を空けず本市内の他の保育所等に就労したとき。

(2) 病気、災害その他やむを得ない理由により退職したとき。

(返還免除申請の承認)

第11条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、免除の可否を決定し、返還免除承認(不承認)決定通知書(第9号様式)により、申請者に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(有効期限)

2 この要綱は、支給決定者のうち最後に就労した者の就労日の翌日から起算して3年が経過した日限り、その効力を失う。

附 則(平成31年4月1日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

保育士等就労促進給付金支給申請書

[別紙参照]

第2号様式(第5条関係)

就労証明書

[別紙参照]

第 3 号様式(第 5 条関係)

誓約書

[別紙参照]

第 4 号様式(第 5 条関係)

住宅手当支給証明書

[別紙参照]

第 5 号様式(第 6 条関係)

保育士等就労促進給付金支給(不支給)決定通知書

[別紙参照]

第 6 号様式(第 7 条関係)

保育士等就労促進給付金請求書

[別紙参照]

第 7 号様式(第 8 条関係)

保育士等就労促進給付金変更届

[別紙参照]

第 8 号様式(第 10 条関係)

返還免除申請書

[別紙参照]

第 9 号様式(第 11 条関係)

返還免除承認(不承認)決定通知書

[別紙参照]